

だいしんハッピー定期預金

2022年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金〈S型 [単利型]〉 (だいしんハッピー定期預金)
2. 販売対象	・個人 (福祉定期預金加入資格者、後記を参照ください。)
3. 期間	・1年定型方式 (元金自動継続式のみ)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1顧客あたり100円以上300万円以下 (1カ店のみのお預入に限ります。) ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	・個人の利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・証書式によるお取扱いといたします。 ・「総合口座」の担保とする取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「定期預金の中途解約利率一覧」の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により、計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「 預金金利一覧 」、店頭備付けの金利表示ボード、又は窓口へ照会下さい。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部にお申し出ください。 <業務部> 電話：0120-880-568 (フリーダイヤル) 3⇒5 9時～17時 【紛争解決措置】 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページまたは、営業店に配備されている「 当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要 」に記載された受付機関にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)

”

だいしんハッピー定期預金 預入対象者および提示証書等

	預入対象者	根拠法	提示する証書等
新年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者	国民年金法	国民年金証書または、 国民年金・厚生年金保険年金証書
(旧)国民年金	老齢福祉年金受給者 障害年金受給者 母子年金受給者 準母子年金受給者 遺児年金受給者	国民年金法等改正法 (昭和60年法律第34号)	国民年金証書
	老齢特別給付金受給者	厚生年金保険法等改正法 (昭和48年法律第92号)	国民年金証書
(旧)「船員保険含む」 厚生年金	障害年金受給者 遺族年金受給者 通算遺族年金受給者 特例遺族年金受給者 寡婦年金受給者 鰥夫(やもめ)年金受給者 遺児年金受給者	国民年金法等改正法 (昭和60年法律第34号)	厚生年金保険年金証書 または、船員保険年金証書
共済年金	障害基礎年金受給者 遺族基礎年金受給者 通算遺族年金受給者	昭和60年改正法における改正前関係法等に係る受給者に限る 国家公務員等共済組合法等改正法 (旧)国家公務員共済組合法 (旧)公共企業体職員等共済組合法 地方公務員等共済組合法等改正法 (旧)市町村職員共済組合法 私立学校教職員共済組合法等改正法 農林漁業団体職員共済組合法改正法	次のいずれかの証書 国家公務員(等)共済組合年金証書 日本電信電話共済組合年金証書 日本鉄道(国鉄)共済組合年金証書 日本たばこ産業共済組合年金証書 地方公務員共済組合年金証書 私立学校教職員共済組合年金証書 農林漁業団体職員共済組合年金証書
各種手当	児童扶養手当受給者	児童扶養手当法	児童扶養手当証書
	特別児童扶養手当受給者 障害児福祉手当受給者 特別障害者手当受給者 福祉手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当受給者証明書 特別障害者手当受給者証明書 福祉手当受給者証明書
	医療特別手当受給者 特別手当受給者 健康管理手当受給者 保険手当受給者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律・(旧)原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律	医療特別手当証書 特別手当証書 健康管理手当証書 保険手当証書

- (1) 福祉手当受給者の方で、福祉手当受給者証明書、障害児福祉手当受給者証明書、特別障害者手当受給者証明書は、受給者の方が福祉事務所に申請すれば交付されます。
- (2) 前記預入対象者の方で、老齢福祉年金の受給者の方の場合で毎年8月中旬から11月中旬までの間、所得状況審査等のため、その証書を受給者の方の居住する地方公共団体に提出している場合は、保管証等をご提示ください。
- (3) 昭和61年4月1日以降の障害、死亡等により障害年金・遺族年金を受けている方のうち、下記に該当する方はハッピー定期預金の対象者となりません。
 - ① 障害年金で障害厚生年金3級を受けている方
 - ② 遺族厚生年金受給者で18歳未満の子供がいなため遺族基礎年金を受けていない方
 - ③ 国民年金の寡婦年金証書を所持している方